

9／26（火）の行事

報道発表資料の配付日時 9月20日（水）15時00分

発表項目 (行事名)	令和5年度（2023年度）第2回上川北部区域地域医療構想調整会議の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	発表場所
概要	<p>地域医療構想を推進するための今年度第2回目の会議を次のとおり開催します。</p> <p>1 日 時 令和5年（2023年）9月26日（火）18:30～20:00</p> <p>2 場 所 名寄市総合福祉センター 多目的ホール (名寄市西1条南12丁目)</p> <p>3 出席者（予定） (委員所属団体) 上川北部医師会、士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、名寄市立大学、士別市立病院、名寄市立総合病院、吉田病院、名寄三愛病院、名寄中央整形外科、名寄市風連国民健康保険診療所、旭川歯科医師会名寄班、北海道薬剤師会旭川支部名寄部会、北海道看護協会上川北支部ほか 委員総数22名 (事務局) 道：保健福祉部地域医療推進局地域医療課長、名寄地域保健室長、次長ほか</p> <p>4 主な議題</p> <p>(1) 地域医療構想等に関する国及び道の動きについて</p> <p>(2) 上川北部圏域の状況について</p>		
参考	「上川北部区域地域医療構想調整会議設置要領」は、別添のとおりです。		

報道（取材）に当たってのお願い	資料は当日、会場で配布します。	
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所） 企画総務課（担当者：企画総務課長 渡邊 健司） TEL 01654-3-3121
-------------	--

上川北部区域 地域医療構想調整会議設置要領

(設置)

第1条 地域医療構想を策定する区域（医療法第30条の4第2項第7号の規定により定める区域のこと。以下「構想区域」という。）において、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、医療法第30条の14第1項に定める「協議の場」として、上川北部区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、構想区域内における次の事項について協議する。

- (1) 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (3) 北海道計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項
- (4) その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

(組織)

第3条 調整会議は、次に掲げる者又は団体に所属する者から、上川総合振興局長が委嘱した委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係団体
- (3) 医療保険者
- (4) 市町村
- (5) 医療を受ける立場にある者
- (6) その他必要と認められる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 調整会議は、必要的都度、議長が招集する。

- 2 議長は、調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、議事等の必要に応じて、委員の参加を制限することができるほか、委員以外の関係者の参加を求めることができる。

(部会)

第7条 調整会議には、必要に応じ、調整会議の承認を得て、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、議長が指名する。

3 部会の運営は、第6条の規定を準用する。

(幹事会)

第8条 調整会議には、必要に応じ、調整会議の承認を得て、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織は、第3条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 調整会議に関する庶務は、上川総合振興局保健環境部において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

2 調整会議は、平成28年11月30日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、調整会議設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成27年8月11日から施行する。

この要領は、平成28年11月30日から施行する。

この要領は、平成29年11月21日から施行する。